

令和5年11月13日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福一443）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年11月13日（第3条関係の改正については、令和6年4月1日）以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第3条関係 1・2 （略） 3 この条の第2号の「人事院の定めるもの」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第3条関係 1・2 （略） 3 この条の第2号の「人事院の定めるもの」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第6条関係第1項第2号、第10条関係第

第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第6条関係第1項第2号、第10条関係第

3項、別紙第1及び別紙第2において同じ。) (各事業を利用するものに限る。) を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

4・5 (略)

第14条関係

1 早出遅出勤務請求書、深夜勤務制限請求書及び超過勤務制限請求書の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各省各庁の長は、職員を早出遅出勤務とする措置又は職員の深夜勤務若しくは超過勤務を制限する措置 に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによること ができる。

2 第5条第3項、第8条第3項及び第12条第3項の届出(第13条において準用するこれらの届出を含む。)は、別紙第2の様式の育児又は介護の状況変更届により行うものとする。ただし、各省各庁の長は、職員を

3項、別紙第1及び別紙第2において同じ。) (各事業を利用するものに限る。) を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

4・5 (略)

第14条関係

1 早出遅出勤務請求書、深夜勤務制限請求書及び超過勤務制限請求書の様式は、別紙第1のとおりとする。

2 第5条第3項、第8条第3項及び第12条第3項の届出(第13条において準用するこれらの届出を含む。)は、別紙第2の育児又は介護の状況変更届により行うものとする。

早出遅出勤務とする措置又は職
員の深夜勤務若しくは超過勤務
を制限する措置に関し支障のな
い範囲内で、様式中の各欄の配
列を変更し又は各欄以外の欄を
設定する等当該様式を変更し、
これによることができる。

以 上